

## 第6節 ごみの発生量及び処理量の将来推計

### 1. 人口推計

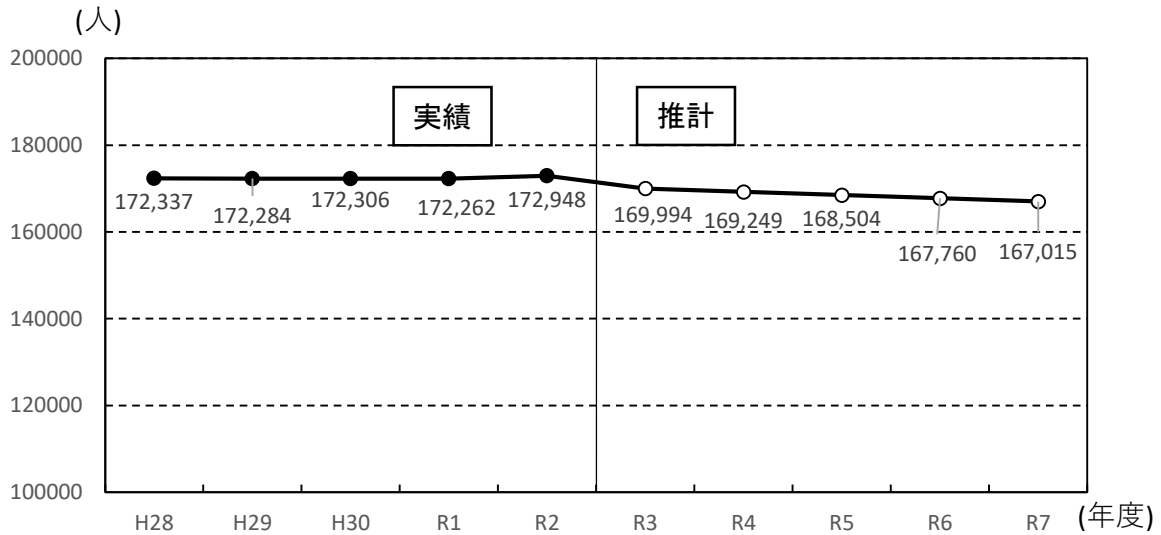
将来人口推計については、次のとおりです。

表2-8 人口推計 (単位:人)

年度		推計人口
実績	平成28年度(2016年度)	172,337
	平成29年度(2017年度)	172,284
	平成30年度(2018年度)	172,306
	令和元年度(2019年度)	172,262
	令和2年度(2020年度)	172,948
推計	令和3年度(2021年度)	169,994
	令和4年度(2022年度)	169,249
	令和5年度(2023年度)	168,504
	令和6年度(2024年度)	167,760
	令和7年度(2025年度)	167,015

資料「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 資料編」実績は1月1日現在

図2-9 人口推計



## 2. ごみの発生量及び処理量の推計

### (1) ごみの発生量の推計

平成29年度（2017年度）の発生原単位の実績をベースに、人口推計に基づいて算出した将来のごみの発生量の推計は次のとおりです。

表2-9【減量・資源化の施策を推進しなかった場合】ごみの発生量の推計(単位:t)

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
	資源物		20,213	20,123	20,038	19,950	19,858
家庭系	飲食用カン・ビン	1,918	1,909	1,902	1,893	1,885	
	ペットボトル	504	502	500	498	495	
	容器包装プラスチック	2,439	2,428	2,418	2,407	2,396	
	植木剪定材	5,218	5,195	5,172	5,149	5,126	
	新聞、雑誌・古本・ボール紙、 段ボール	6,584	6,555	6,527	6,498	6,469	
	ミックスペーパー、紙パック	2,232	2,222	2,212	2,203	2,192	
	布類	1,028	1,024	1,019	1,015	1,010	
	使用済み食用油	46	46	46	46	46	
	製品プラスチック	154	153	153	152	151	
	可燃残さ	90	89	89	89	88	
ごみ		22,592	22,494	22,395	22,296	22,197	
家庭系	燃やすごみ	19,310	19,225	19,141	19,056	18,971	
	燃えないごみ	1,002	998	994	989	985	
	危険・有害ごみ	48	48	48	48	48	
	粗大ごみ、臨時ごみ	2,232	2,223	2,212	2,203	2,193	
家庭系ごみ合計		42,805	42,617	42,433	42,246	42,055	
事業系	資源物		6,014	6,014	6,014	6,014	6,014
	植木剪定材		6,014	6,014	6,014	6,014	6,014
	ごみ		10,065	10,065	10,065	10,065	10,065
	燃やすごみ		9,507	9,507	9,507	9,507	9,507
	持込みごみ		558	558	558	558	558
	事業系ごみ合計		16,079	16,079	16,079	16,079	16,079
	総計		58,884	58,696	58,512	58,325	58,134
(うち焼却量)		29,375	29,290	29,206	29,121	29,036	

(2) ごみの減量・資源化の考え方

表2-10 【減量・資源化策を実施後】ごみの焼却量の減量 (単位:t)

家庭系	項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	総計
		生ごみの資源化		0	0	0	988	0
	紙おむつの資源化		0	0	0	0	1,512	1,512
	紙類等の分別徹底		483	190	93	92	91	949
事業系	項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	総計
	生ごみの資源化促進		1,131	453	226	226	217	2,253
	紙おむつの資源化		0	0	0	0	762	762
	紙類の分別徹底		197	78	39	40	39	393
	生ごみ等以外の資源化		0	0	0	0	6,657	6,657
総計			1,811	721	358	1,346	9,278	13,514

\*数値は、前年度と比較した単年度ごとの削減量を示しています。令和7年度(2025年度)「生ごみの資源化」が0となっているのは、前年度と同様の削減量であるためです。令和3年度(2021年度)については、令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)2か年の削減量を示しています。

表2-11 【減量・資源化策を実施後】ごみの減量・資源化の考え方

家庭系	燃やすごみ	
	生ごみの資源化	<p>手 法：好気性の微生物を活用した資源化施設を整備 令和6年度(2024年度)から日量5トン未満の小規模施設を稼働 令和10年度(2028年度)に施設を拡大して市域全体を対象 資源化量：令和7年度(2025年度)の資源化量を3.8t/日×260日=988tと推計</p>
	紙おむつの資源化	<p>手 法：令和7年度(2025年度)から市が施設を整備して処理又は民間事業者への委託処理のいずれかの方法で資源化 資源化量：令和7年度(2025年度)の資源化量を組成率10%から算出する紙おむつに対し、協力率80%にあたる1,512tと推計</p>
	紙類、プラスチック等の分別徹底	<p>手 法：紙類及びプラスチック等の資源物混入率が高い地区やワンルームなどの共同住宅を中心に分別の周知・啓発を実施 平成29年度(2017年度)から行っている内容物調査により、分別徹底の訪問指導等を継続して実施 削減量：令和3年度(2021年度)の削減量を家庭系ごみ量の2.5%に当たる483tと推計 令和7年度(2025年度)には、家庭系ごみ量の5%に当たる949tと推計</p>
事業系	燃やすごみ	
	生ごみの資源化促進	<p>手 法：県内及び近隣の登録再生利用事業者の受け入れ体制を確認し、排出事業者及び許可業者に対して情報提供を行い、搬入ルートの確保等を要請 食品リサイクル法の基本方針に基づき事業系ごみ処理手数料の見直しを実施 削減量：令和3年度(2021年度)は組成率45%から算出する厨芥類に対し、協力率25%にあたる1,131tが登録再生利用事業者へ排出されると推計 令和7年度(2025年度)には、協力率50%にあたる2,253tが登録再生利用事業者へ排出されると推計</p>
	紙おむつの資源化	<p>手 法：令和7年度(2025年度)から家庭系と同様に市が施設を整備して処理又は民間事業者への委託処理のいずれかの方法で資源化 資源化量：令和7年度(2025年度)の資源化量を組成率9.5%から算出する紙おむつに対し、協力率80%にあたる762tと推計</p>
	紙類の分別徹底	<p>手 法：事業者から排出される燃やすごみの中に混入している紙類等のさらなる分別徹底を図るため、事業系の専門チームによる訪問指導等を実施 削減量：令和3年度(2021年度)は組成率7.8%から算出する紙類に対し、協力率25%にあたる197tと推計 令和7年度(2025年度)には、協力率50%にあたる393tと推計</p>
	生ごみ等以外の資源化	<p>手 法：生ごみの資源化促進及び紙おむつの資源化等の施策を推進したうえで排出される混合ごみを処理可能な民間事業者で資源化処理 資源化量：令和7年度(2025年度)の資源化量を燃やすごみとして排出される6,657tと推計</p>

(3) ごみの処理量の推計

新たな減量・資源化策を実施した後の処理量の推計は次のとおりです。

表2-12 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量の推計

(単位:t)

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	<b>家庭系</b>					
資源物		20,696	20,796	20,804	21,796	23,307
飲食用カン・ビン		1,918	1,909	1,902	1,893	1,885
ペットボトル		504	502	500	498	495
容器包装プラスチック		2,439	2,428	2,418	2,407	2,396
植木剪定材		5,218	5,195	5,172	5,149	5,126
新聞、雑誌・ボール紙、段ボール		6,584	6,555	6,527	6,498	6,469
ミックスペーパー、紙パック		2,315	2,400	2,437	2,476	2,511
布類		1,028	1,024	1,019	1,015	1,010
使用済み食用油		46	46	46	46	46
製品プラスチック		497	591	637	681	725
皮革製品等		57	57	57	56	56
紙おむつ		0	0	0	0	1,512
生ごみ		0	0	0	988	988
可燃残さ		90	89	89	89	88
ごみ		22,109	21,821	21,629	20,450	18,748
燃やすごみ		18,827	18,852	18,375	17,210	15,522
燃えないごみ		1,002	998	994	989	985
危険・有害ごみ		48	48	48	48	48
粗大ごみ、持込みごみ		2,232	2,223	2,212	2,203	2,193
家庭系ごみ合計		42,805	42,617	42,433	42,246	42,055
<b>事業系</b>						
資源物		6,014	6,014	6,014	6,014	13,433
植木剪定材		6,014	6,014	6,014	6,014	6,014
おむつ資源化		0	0	0	0	762
生ごみ以外の資源化		0	0	0	0	6,657
ごみ		8,737	8,206	7,941	7,675	0
燃やすごみ		8,179	7,648	7,383	7,117	0
持込みごみ発生量		558	558	558	558	0
持込みごみ		221	221	221	221	0
市関連施設・清掃ごみ		337	337	337	337	0
事業系ごみ合計		14,751	14,220	13,955	13,689	13,433
総計		57,556	56,837	56,388	55,935	55,488
(うち焼却量)		27,564	26,758	26,316	24,885	15,522

## 表の見方

表の見方としては、表2-9の各年度の燃やすごみの発生量から表2-10に示す各年度の数値を累計した数値を差し引いて、表2-12 減量資源化策実施後の各年度のごみ処理量を算出しています。

例えば、表2-9の令和5年度(2023年度)の家庭系ごみの発生量は22,395 tで、2-10の資源化量(令和3年度(2021年度)の家庭系紙類等分別徹底483 t、同令和4年度(2022年度)190 t、同令和5年度(2023年度)93 t、合計766 t)を差し引くと表2-12 令和5年度(2023年度)の家庭系ごみ処理量21,629 tとなります。

資源物については、表2-9 令和5年度(2023年度)資源物の処理量20,038 tに令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの資源化量766 tを加えると表2-12 令和5年度(2023年度)資源物の処理量20,804 tとなります。

### 3. 収集運搬量の推計

令和7年度（2025年度）末までの収集運搬量（減量・資源化対策の施策を推進した場合）の推計は、「表2-12 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量の推計」と同じ量を見込んでいます。

### 4. 焼却量の推計

新たな減量・資源化策を実施した後の令和7年度（2025年度）末までの焼却処理量の推計は、次のとおりです。

本計画では、令和3年度（2021年度）以降のごみ焼却量の推計に当たり、平成29年度（2017年度）実績焼却量である30,852tをベースに各年度のごみ焼却量を見込んでいます。

表2-13 【減量・資源化策を実施後】焼却処理量の推計 (単位:t)

項目 \ 年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
家庭系ごみ	18,827	18,552	18,375	17,210	15,522
燃やすごみ	17,865	17,593	17,417	16,259	14,577
燃えないごみ残渣	24	24	24	24	23
粗大ごみ、 臨時ごみ(可燃)	938	935	934	927	922
事業系ごみ	8,737	8,206	7,941	7,675	0
燃やすごみ	8,179	7,648	7,383	7,117	0
持込みごみ	221	221	221	221	0
市関連施設・清掃ごみ	337	337	337	337	0
合計	27,564	26,758	26,316	24,885	15,522

## 5. ごみ焼却に伴う環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計

令和7年度（2025年度）の温室効果ガス排出量の推計は、次のとおりです。

$$6,028 \text{ t-CO}_2 = \textcircled{1}15,522 \text{ t} (\textcircled{\ast}1) \times (1 - \textcircled{2}0.4541 (\textcircled{\ast}2)) \times \textcircled{3}0.2144 (\textcircled{\ast}3) \times 2.77 \\ + \textcircled{1}15,522 \text{ t} (\textcircled{\ast}1) \times 0.028 \times 2.29$$

※1 令和7年度（2025年度）焼却量

※2 令和2年度（2020年度）ごみ質検査結果（名越クリーンセンター第1回、第2回平均）水分量

※3 令和2年度（2020年度）ごみ質検査結果（名越クリーンセンター第1回、第2回平均）合成樹脂類比率

推計の計算式：

第2次一般廃棄物処理基本計画においては、資源化处理や市外における処理に伴う排出量も算出したが、作業量が多く、指標として年次把握することが困難であるため、本計画においては環境省が策定したマニュアルに準じて簡易的に算出

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (t-CO}_2) = \textcircled{1} \text{ 焼却処理量 (t)} \times (1 - \textcircled{2} \text{ 水分率}) \times \textcircled{3} \text{ プラスチック類比率} \times 2.77 \\ \text{(廃プラスチックの焼却に伴う排出)} \\ + \textcircled{1} \text{ 焼却処理量 (t)} \times \text{全国平均合成繊維比率 (0.028)} \times 2.29 \\ \text{(合成繊維の焼却に伴う排出)}$$

\* 計算式：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）（平成29年（2017年）3月 環境省）